

薬事法その他関連法令等に基づいた当店のサービス提供について

■薬事法第68条

「何人も、第14条第1項又は第23条の2第1項に規定する医薬品又は医療機器であつて、まだ第14条第1項若しくは第19条の2第1項の規定による承認又は第23条の2第1項の規定による認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。」

■無承認医薬品の広告（医薬発第0828014号より抜粋）

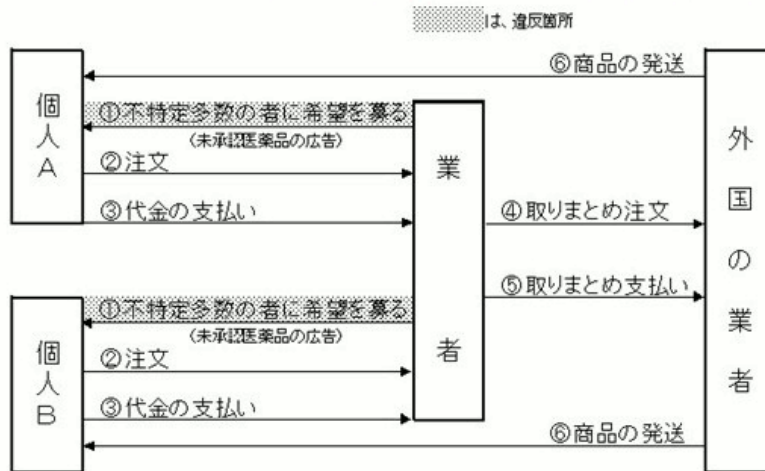
1 医薬品の広告該当性

医薬品の広告に該当するかについては、かねてより、

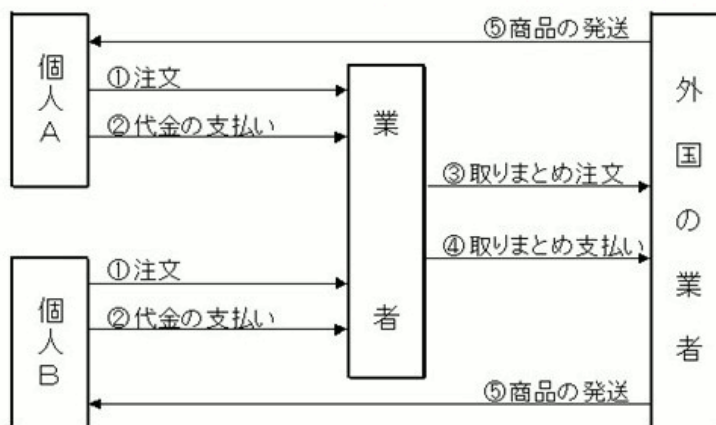
- (1) 顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること
- (2) 特定医薬品等の商品名が明らかにされていること
- (3) 一般人が認知できる状態にあること

に基づき判断してきているが、輸入代行業者のホームページ上におけるいわゆる無承認医薬品の商品名等の表示については、名称の一部を伏せ字とした場合や文字をぼかす、写真や画像イメージのみを表示するなどの場合であっても、金額を示すなど商品に対する顧客誘引性が認められる場合などであつて、当該商品の認知度、付随している写真及び説明書き等から特定医薬品であることが認知できる場合は、広告に該当するものとして取り扱うこと。

2. 能動的手続代行行為 トップページ等に未承認品の画像、名称、価格、効果等を掲載し薬事法関連の説明なく上記に該当するサイト表示により不特定多数に対し未承認品の広告をしている違法業者



3. 受動的手続代行行為（違反なし） トップページ、利用規約等において不特定多数に対し未承認品の輸入代行の説明を行ない、同意した会員に対してのみサービス提供をしている業者



※当店は以上に基づきトップページまたは入店前のログインページにおいては、「未承認医療機器の商品リスト、商品の名称、製造方法、効能、効果又は性能、価格」については一切掲載を控えていただいております。なお、当店は会員制につき、当店利用規約にご同意のない不特定多数に対しては、一切対応していません。



当店は薬事法第68条を厳守しております。違法広告をおこなう店舗の利用は個人情報漏洩や健康被害を起こす恐れがありますので十分ご注意ください

WARNING

REPUBLIC OF KOREA's Law provides severe civil and criminal penalties for the unauthorised reproduction, distribution or exhibition of copyrighted pictures, sentences, texts. REPUBLIC OF KOREA investigate allegations of criminal copyright infringement.

Article 10 (Copyright) (1) The author shall enjoy the rights prescribed under Articles 11 to 13 (hereinafter referred to as "author's moral rights") and the rights prescribed under Articles 16 to 21 (hereinafter referred to as "author's property rights").

(2) The copyright shall commence from the time of completing a work regardless of the fulfillment of any procedure or formalities.